

令和 7 年 12 月 15 日

民生常任委員會會議錄

塩竈市議會事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

令和7年12月15日（木曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

志子田 吉晃 委員長
鈴木 新一 副委員長
菅原 善幸 委員 辻畠 めぐみ 委員
鈴木 悅代 委員 伊藤 博章 委員

出席議長団（2名）

浅野 敏江 議長
今野 恭一 副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤 光樹	副市長	千葉 幸太郎
市民生活部長	高橋 五智美	福祉子ども未来部長	長峯 清文
市立病院事務部長	鈴木 康弘	福祉子ども未来部次長 兼生活福祉課長	鈴木 陸奥男
市民生活部 戸振興課長	菊池 亮	福祉子ども未来部 子ども未来課長	畠中 淳
福祉子ども未来部 保育課長	鈴木 和賀子	市民生活部 市民課市民総務係長	平山 竜太

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木 忠一	事務局次長兼 議事調査係長	石垣 聰
議事調査係主査	工藤 聰美	議事調査係主査	星井 紗名

会議に付した事件

議案第60号 塩竈市保育所条例の一部を改正する条例

議案第61号 塩竈市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第62号 塩竈市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

議案第64号 令和7年度塩竈市一般会計補正予算

議案第65号 令和7年度塩竈市交通事業特別会計補正予算

午前10時00分 開会

○志子田委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、感染症予防の観点から、発言の際にマスクを外していただかなくとも差し支えありません。また、北側委員会室の扉を開放するなどの感染対策を行いますので、ご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第60号「塩竈市保育所条例の一部を改正する条例」、議案第61号「塩竈市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、議案第62号「塩竈市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」、議案第64号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第65号「令和7年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」の5件であります。

これより議事に入ります。

議案第60号ないし第62号、議案第64号及び第65号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、塩竈市保育所条例の一部を改正する条例など計5か件でございます。各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長からご説明いただきさせてますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようにお願いを申し上げます。

以上です。

○志子田委員長 説明お願いします。当局。鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 それでは、保育課より、議案第60号「塩竈市保育所条例の一部を改正する条例」について、説明をさせていただきます。

初めに、資料No.2、令和7年第4回塩竈市議会定例会議案、29ページをご覧ください。

本条例の提案理由でございますが、下段に記載しております提案理由のとおり、塩竈市香津町保育所を廃止するため、所要の改正を行うものです。

続きまして、資料No.5、第4回市議会定例会議案資料の19ページをご覧ください。こちらにて内容の説明をさせていただきます。

まず、1の概要でございます。

令和4年に策定しております保育事業の方向性では、香津町保育所・清水沢保育所を段階的

に縮小し、令和10年度末での閉所を予定しておりましたが、本年7月、保護者説明会及びアンケートを行った結果、香津町保育所で大幅に継続希望児童が減少したことから、集団保育が困難になるなど、保育環境を考慮し、令和7年度末で閉所するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

2の経緯です。

令和4年に塩竈市の保育事業の方向性を策定し、この中で香津町・清水沢保育所の段階的縮小と閉所を位置づけました。

令和6年、令和7年に段階的縮小を行っており、本年7月に今後の保育所人数の見通しを含めた保護者説明会を開催させていただいたものです。同月には、香津町保育所で土曜日の受入れ人数が大幅に少なくなり、児童の環境を考慮し、うみまち保育所との一部合同保育を開始いたしました。8月には、保護者アンケートの通知と結果を踏まえた保護者面談を行いました。

3. 改正内容です。

本条例から当該保育所の項目を削除するものです。

在園児童の対応です。

在園児童18名については、令和8年度の受入れが決定しております。内訳としましては、うみまち保育所10名、その他、市内保育所で8名です。

今後の予定です。

令和8年2月に宮城県へ廃止届を提出し、3月に閉所を予定しております。

また、条例の一部改正新旧対照表につきましては、同資料の18ページのとおりとなりますので、ご参照ください。

議案第60号「塩竈市保育所条例の一部を改正する条例」についての説明は、以上となります。ご審査のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第61号「塩竈市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び議案第62号「塩竈市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」について、説明させていただきます。

初めに資料No.2、令和7年第4回塩竈市議会定例会議案の30ページをご覧ください。

議案第61号、条例提案理由でございますが、下段に記載しております提案理由のとおり、こども誰でも通園制度が本格実施されることに伴いまして、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、必要な事項を定めるため、新たな条例を制定しようとするものでござ

います。

続きまして、同資料31ページをご覧ください。

議案第62号、条例提案理由でございますが、こちらの下段に記載しております提案理由のとおり、こども誰でも通園制度が本格実施されることに伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について、必要な事項を定めるため、新たな条例を制定するものでございます。

続きまして、資料No.5、第4回市議会定例会議案資料、20ページをご覧ください。こちらにて内容の説明をさせていただきます。

まず、1の概要についてです。

令和8年度から全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するため、こども誰でも通園制度が本格実施されます。令和8年4月からの制度開始に向け、新たに条例を制定しようとするものでございます。

2. 「こども誰でも通園制度」についてです。

この制度は、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方、ライフスタイルにかかわらず、支援を行います。（1）対象者は、生後6か月から満3歳未満で、保育所等に通っていないお子さんです。（2）利用時間は、月10時間までで、時間単位の柔軟な利用ができます。（3）利用要件としましては、保護者の就労要件は問いません。（4）利用者負担は、1時間当たり300円です。（5）利用方法は、図をご覧ください。利用者は、①の矢印のとおり、市に利用認定申請をしていただきます。②の矢印、利用認定証が発行されましたら、③希望の保育施設に事前面接をいただきまして、その後予約・通園となります。

3. 条例についてです。

議案第61号「塩竈市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」です。これは、児童福祉法に基づくものです。人員配置、面積など、施設・事業に必要な基準を満たしているかについて、塩竈市の事業者の認可基準を定めるものです。国と同基準で制定しております。必ず適合しなければならない従うべき基準と、十分参酌しなければならない、地域の実情に応じて対応できる参酌すべき基準があります。従うべき基準の下線部、乳児等通園支援事業の区分、設備及び職員の基準については、21ページに詳細を記載させていただいております。

21ページをお開きいただければと思います。

事業の区分については、2区分ございます。一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等

通園支援事業です。一般型は、こども誰でも通園制度の定員を新たに設定していただくもの、余裕活用型は、現在の保育定員の中で、こども誰でも通園制度のお子さんを受け入れていただくものです。

次に、設備の基準、職員の基準についてですが、それぞれの年齢で基準が設定されておりまして、一時預かり事業と同様の基準となっております。

そのほか、②市独自で定める規定として、暴力団の排除に関する事項を規定します。

続いて、議案第62号「塩竈市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」です。この条例は、子ども・子育て支援法に基づくものです。利用定員に関する基準、会計処理、情報公開などの基準を満たし、市が給付する事業者として適格かどうかの基準を定めるものです。この条例も国と同基準で制定しております。

主な基準の内容を下記に示させていただきました。利用定員、緊急時等の対応、会計区分などを定めております。こちらについても市独自で定める規定として、暴力団の排除に関する事項を規定します。

施行日は、令和8年4月1日とします。

5. 今後の予定ですが、1月に制度の周知、2月に施設の認可及び確認、3月から利用認定申請の受付開始、4月からの制度開始を予定しております。

議案第60号、議案第61号、議案第62号についての説明は、以上となります。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○志子田委員長 畑中子ども未来課長。

○畠中福祉子ども未来部子ども未来課長 それでは、子ども未来課から、議案第64号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、子ども未来課に関わる内容について、資料No.4、「塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書」でご説明させていただきます。

初めに、歳出予算について、ご説明いたします。

資料No.4の8、9ページをお開きください。

第2款総務費第1項総務管理費第12目諸費第22節償還金利子及び割引料として、国庫補助金等精算還付金3,518万2,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、過年度の国県からの補助金を財源とする事業について、国県支出金の確定に伴いまして、超過交付金の返還を行うものです。内訳といたしましては、国庫支出金の返還額が、子ども・子育て支援交付金等といたしまして2,233万7,000円、県支出金の返還額が、宮城県子ども・子育て支援

交付金1,284万5,000円、合計3,518万2,000円でございます。

続きまして、歳入予算について、ご説明させていただきます。

同資料の6、7ページをご覧ください。

第20款繰越金第1項繰越金第1目繰越金第1節前年度繰越金6,130万7,000円のうち、3,518万2,000円を計上いたしております。

子ども未来課から、議案第64号の説明は、以上となります。ご審査について、よろしくお願ひいたします。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 それでは、保育課から、議案第64号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、保育課に係る補正予算について、ご説明いたします。

初めに、議案資料にてご説明させていただきます。資料No.5、33ページをご覧ください。

保育施設食材料費高騰対策事業についてでございます。

まず、1の概要ですが、物価高騰の影響を受ける保育施設に対し、補助金を交付し、保育施設の安定した運営を支援しようとするものでございます。

2. 事業内容についてです。

対象期間は、令和7年4月から令和8年の3月です。補助額については、実際の保護者負担額と副食費の公定価格の差額について、補助を行います。具体的な例をお示ししますと、本年度の副食費の公定価格が4,900円であり、保護者負担額が4,500円の園ですと400円の差額がございますので、その差額を基本単価として園に支給するものです。

3. 事業費及び財源内訳です。

事業費108万4,000円です。財源内訳は、97万5,000円が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、残りの10万9,000円は、ミナト塩竈まちづくり基金繰入金を充当する予定としております。

最後に、4. 今後の予定ですが、本定例会において補正予算をお認めいただきました後は、1月以降に対象施設への事業の周知、順次交付申請を受付けいたしまして、審査、そして、補助金の交付を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、予算の内訳について、ご説明いたしたいと思います。資料No.4、10ページ、11ページをご覧いただければと思います。

先に、歳出予算からご説明いたします。

第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費第18節負担金補助及び交付金としまして108万4,000円を増額補正するものです。これが、保育施設食材料費高騰対策事業として計上するものでございます。

次に、歳入予算について、同資料6ページ、7ページをご覧いただければと思います。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金の97万5,000円を物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として計上するものです。

次に、第19款繰入金第1項基金繰入金第4目ミナト塩竈まちづくり基金繰入金第1節ミナト塩竈まちづくり基金繰入金に10万9,000円を計上しております。

保育課からの説明は、以上となります。

○志子田委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 議案第64号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、生活福祉課所管、生活保護業務システム改修について、ご説明いたします。

資料No.5、第4回市議会定例会議案資料、32ページになります。32ページをご覧願います。

概要ですが、被保護者調査につきましては、生活保護受給世帯等の受給状況を毎月厚生労働省へ報告しておりますが、来年度から調査項目等の変更に対応するため、システム改修を行おうとするものでございます。

改修内容は、大きく2つございます。1つ目といたしまして、介護療養型医療施設廃止に伴う調査項目からの削除、2つ目といたしまして、システム内の被保護者調査エラーチェックの修正となります。詳細につきましては、表にお示ししているとおりでございます。

事業費及び財源内訳ですが、事業費132万円、財源内訳といたしまして、国の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、一般財源でそれぞれ66万円になります。

今後の予定ですが、本定例会でお認めいただいた後、委託契約及びシステム改修を行い、年度末までに運用試験を経まして、新年度当初から運用開始を予定しております。

次に、同事業に係ります予算につきまして、ご説明いたします。

資料No.4、塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書、10ページ、11ページをご覧願います。

説明の都合上、歳出からご説明申し上げます。

第3款民生費第3項生活保護費第1目生活保護総務費、第12節委託料、生活保護システム改修業務委託といたしまして132万円。

次に、歳入ですが、同じ資料の6ページ、7ページをご覧願います。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第2目民生費国庫補助金のうち、第2節生活保護費補助金として66万円、第20款繰越金第1項繰越金第1目繰越金6,130万7,000円のうち、66万円を充当するものでございます。

生活保護業務システムの改修につきまして、説明は以上となります。ご審査くださいますようよろしくお願ひいたします。

○志子田委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 それでは、議案第65号「令和7年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.3の令和7年度塩竈市一般会計特別会計補正予算の14ページをお開き願います。

債務負担行為の補正になります。14ページの表に記載のとおり、自動車借上料と複写機印刷機借上料について、令和8年度から契約を開始するに当たり、物品調達に必要な期間を確保するため、本定例会において、債務負担行為を設定するものでございます。設定期間につきましては、令和7年度から令和12年度で、それぞれ限度額として、自動車借上料に161万7,000円、複写機印刷機借上料に95万円を追加するものでございます。

浦戸振興課からの説明は、以上となります。よろしくお願ひいたします。

○志子田委員長 では、これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。なお、質疑の際は、着座のままで構いませんので、ご案内申し上げます。また、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださいるようお願いいたします。菅原委員。

○菅原委員 私から、今回、付託されました案件についての質疑をさせていただきたいと思います。

大きく2点質疑させていただきます。

まず初めに、資料No.5の20ページ、議案第61号、第62号の資料で質疑させていただきたいと思います。

ここに、塩竈市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び塩竈市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてということで、先ほど説明もありましたとおり、内容は、おおむね分かったわけでございます。

そこで、この今回の政策、今回、出されたというのは、こども家庭庁ですか、が発足しての

制定で、各自治体に流れてきたと思います。確認させていただきたいんですけども、令和8年度の4月から、この概要に、制度を開始するに向けて、乳児等通園支援事業の設備、また、特定乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度ということで、3つですけれども、この事業内容というのは、同じなのか、それとも若干違うのか、その辺、確認させていただきたい。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 ご質疑を頂戴いたしました。

塩竈市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び塩竈市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例と、すみません、もう一つは、ごめんなさい、確認させていただいてよろしいでしょうか。

○志子田委員長 では、菅原委員。

○菅原委員 もう一つは、2番目にこども誰でも通園制度ということであるんですけども、すみ分けを教えてください。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 申し訳ございませんでした。

それでは、この3つについて、説明をさせていただきます。

こども誰でも通園制度という制度が、令和8年の4月から開始されるんですが、その制度を運用するために、議案第61号、第62号の条例が必要となるということになります。

1つ目の塩竈市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、これは、児童福祉法に根拠を求める基準になりますて、認可する施設に必要な基準を満たしているかというところについての条例で定めさせていただく基準になります。

塩竈市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例については、今、お話ししさせていただいた基準を定める条例で、市が、認可を受けた施設が、それを次に給付という、お支払いする制度になるんですけども、その給付事業に適合するかどうかというところを給付対象事業者、事業者として、子ども・子育て支援法に基づいて確認するという作業をするための基準の条例という形になります。分かりにくくて申し訳ありませんが、よろしくお願ひいたします。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 3つのこの段階で、改めて令和8年度の4月から制度が開始されて、こども誰でも通園制度がスタートするわけでございますけれども、今まであった条例が、福祉と、それから、

子供と2つあった中で、それで多分新しく子ども誰でも通園制度というのを設けるということで条例を改正するという形だと私は認識したわけですけれども、今後、令和8年度4月から子ども誰でも通園制度がスタートするということで、これも多分国からの通達があってスタートするわけでございますけれども、これは、あくまでも義務化になるわけなんでしょうか。それを確認させてください。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 こども誰でも通園制度については、令和7年の4月から、国の制度としてはあったんですが、令和8年の4月からは、全国義務化となります。
以上です。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

そこで、今後の予定としては、来年1月から制度の周知を、告知をして、これを行っていくという形で提案されているという形でございますけれども、その中で、子ども誰でも通園制度の中に入らせていただきます。この内容で、（1）から（5）まで、対象者、利用時間とか、利用要件とか、利用者負担とか、もうもうありますと、（5）の利用方法というのがあります。この図の塩竈市、利用者、保育施設など、ここに書かれているんですけども、ちょっと分かりづらいような感じがするので、具体的にこの利用方法について、説明していただきたいんですけども。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 利用方法についての具体的な説明をさせていただきます。

利用につきましては、基本的には、システムで行う形になります。システムで塩竈市に利用をしたいというところの、こちらに書いてある①です。利用認定申請というのをインターネット上からしていただきます。そうしますと、塩竈市は、利用者の方に利用認定証というのを、これもシステム上で行います。利用者の方は、この利用認定証をもちまして、保育施設、全国広域で利用できることになりますので、塩竈市以外のところについても検索をしていただいて、利用希望の施設に利用を予約していただくという形になりますが、この際に、必ず面接という作業が必要になりますので、面接をしていただいた後に予約の日程などを入れていただきまして、システムで完結するという形になっております。

以上です。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

これを利用するには、インターネット上で行うという形ですか。ということは、市役所に行く必要がないという形になると思いますけれども、その申請というのは、あくまでもインターネット上で申請して、利用認定証をインターネットでもらう。そこで面接をする。日本全国どこでもいいんですけども、この面接というのは、塩竈市の場合は、どこでやるんですか。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 こちらの面接については、実施している保育施設になりますが、まだ、塩竈市では、どの施設で行うというのが、申し訳ありません、12月に国からの通達を待って、保育施設にこれから情報を投げかけるという形になっております。

以上です。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ということは、特定の受け入れる保育所というのは、塩竈市の場合は、まだ設定されていないということだと思いますけれども、もう来年の1月には、市民に告知しなくてはいけないので、12月中には、保育所の選定を完了するという形だと思いますけれども、大体理解しました。これは、インターネット上で全国どこにでも預けることができますよという国の政策の中であるということだと思いますけれども、大体分かりました。

そこで、こども誰でも通園制度の内容を見ますと、塩竈市には、未就学児から障がいとか、様々な通園の預かる支援事業があると思いますけれども、並行して多分5つぐらいあったと思います。例えば、一時預かりとか、それから、子育てリフレッシュ事業とか、それから、障がい児を対象とした通園支援だとか、様々な部分があるんですけども、これも並行して行っていくのか、そういうのは、いかがでしょうか。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 お答えをさせていただきます。

保育課の事業としては、一時預かり事業を行っているところですが、一時預かり事業を市内で5か所で行っています。そちらの一時預かり事業も併用して使っていただくことができますので、来年度以降も一時預かりと併せて運用してまいりたいと思っております。

以上です。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

そこで、21ページの主な内容、一番上にあるんですけれども、この乳幼児等通園支援事業というのは、一般型と、それから、余裕活用型という2つ多分事業があると思います。今回のこども誰でも通園制度の対象が、どちらに入るんでしょうか。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 一般型と余裕活用型、2つございます。それで、今回の余裕活用型については、定員に空きのある施設に使っていただく制度になりまして、現在、塩竈市では、低年齢児については、空き施設がないという状況なので、これから定めることではございますが、一般型で設置をする形になろうかと考えてございます。

以上です。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 今現在、空きの場所がないという形で、今後は、この一般型で検討するという形で、再度、お願いします。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 現在のところはという形になりますので、それぞれの年度によりまして、定員に空きがあった施設があった場合については、余裕活用型を検討することもあろうかと思いますが、来年度につきましては、一般型で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ということは、一般型で行うということを理解しました。

そこで、一般型というのは、やはり新たに、当然ながら専門室を設けるとか、保育を受け入れる部屋を設けるとか、そういった保育士とか、そういう部分も含めて増員という形になるのではないかなどと思いますけれども、その辺の体制というのは、来年までにできるのかできないのか教えていただきたい。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 一般型につきましては、新たに定員が定められますので、その定員に見合う人員と面積というのが必要になってきます。そのため、来年度につきましては、一般型で対応できる現施設で受け入れをしていただくと考えてございます。

以上です。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

やはり来年の1月には周知しなければいけないし、受入れの保育所も設定しなくてはいけないということで、あとはまた、保育士の増員を含めて、ある程度物すごいこの準備をしていかなくてはいけないということなので、確かにこの制度は、大変すばらしい事業で、全国的に義務化されるということでございますので、既存の支援事業に関しては、本当に市民の方が混乱しないような情報提供をぜひ行っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 ありがとうございます。

こちらの制度につきましては、本当に申し訳ないんですが、国の通知を待ってという対応になりますて、来年1月から制度の周知というところで、4月からの開始というタイトな日程で進む事業になりますが、十分に皆さんに情報が届くように様々な手立てを講じていきたいと思います。ありがとうございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 よろしくお願ひします。

もう一点、19ページの塩竈市保育所条例の一部改正ということで、確認させていただきたいと思います。

今回、香津町保育所の廃止に伴い条例の一部改正が行われるということで、付託されました。香津町保育所は、令和4年3月から、いろいろ検討されてきて、民生常任委員会にも説明をしていただいた経緯もございます。

改めて、再度この廃止の理由については、前回の総括の中でも老朽化というのも入っていますよ、児童の減少というのもありますよということで、これも含めて検討されてきたということで、今回、廃止に至ったということでよろしいでしょうか。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 委員のおっしゃるとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 香津町保育所は、ちょうど市立病院の上にありますが、もう1975年の開設から50年

がたっているということで、かなり建物自体も平屋、平屋は、当然なんですけれども、古くなっているというのは、現状だと思います。多少なりとも補修は、かけているとは思いますけれども、やはり児童の、また、請け負っている方もですね、本当に大変苦労しているということも聞いておりますので、その辺も含めてもやはり廃止というのは、しようがない部分があるのかなという部分もございます。

そこで、今現在、園児が、18人がいるということで、マックスでは多分60人からスタートしているとは思いますけれども、そういった減っている原因というのは、分析されているんでしょうか。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 香津町保育所の人員についてでございます。

現在の児童数なんですが、令和7年、27名のお子さんがいらっしゃいます。来年度の希望が、このままいくと18人という形になってございます。これまで香津町保育所は、段階的に縮小しておりますが、令和6年で40名というところで、大分14名、13名、9名ということで、大幅に減少はしているところでございます。やはり古い保育所というところと、あとはやはり市内に新たな保育所がたくさんできているというところ、あとはやはりちょっと交通の便が不便だというところで、香津町保育所の活用というのが、控えられていると考えてございます。

以上です。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

具体的には、やはり保育所というのは、地域の近いところから希望されて、香津町保育所に入所するという形を希望しているんですけども、今回、廃止になることによって、アンケート調査というのを4月に実施されています。その中で、やはり経緯の中にも書いてありますけれども、うみまち保育所ということで一部合同保育開始という形になっておりますが、このアンケートも含めて行きたいところとか、そういったところに、希望される方の優遇措置なんかは、された経緯があるんでしょうか。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 優遇措置について、ご質疑を頂戴いたしました。

こちらについては、令和4年に塩竈市の保育事業と方向性を策定したときに、優遇措置を講じながら、段階的に縮小していますとお約束をさせていただいておりましたので、今回も優遇

措置を取らせていただいて、転園希望を取りながら調整を進めてまいったところでございます。

以上です。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

今までずっと香津町保育所に通っていて、市の状況、また、廃止するということで、今回、なったわけでございますので、ある程度優遇措置というのは、必要じゃないかなということで、私も思っております。

もう一つ確認したいことは、廃止することによって、やはり香津町保育所の保育士なんかも異動しなくては、あくまでも正職員でございますので、この辺の希望とか、会計年度任用職員もいるとは思いまけれども、そういう方に対する配置というのは、どのように考えられていくんでしょうか。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 保育士の対応についてのご質疑を頂戴いたしました。

今回、18名いる中で、10名の方がうみまち保育所に転園する予定でございますので、なるべく香津町保育所の慣れた職員が、うみまち保育所で引き続き保育に当たるということを考えてございます。

以上です。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

うみまち保育所も今までやっている経緯がございまして、やはり多分そんなに大きい保育所ではないと思います。その辺も含めて、働きやすい、また、保育所の園児も本当に環境が変わった部分がありますから、本当に丁寧なそういう裁量をしていただきたいなと私は思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

私からは、以上でございます。

○志子田委員長 ほかにご発言ございませんか。鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 よろしくお願ひします。

資料No.5の、私も19ページの塩竈市保育所条例の一部改正について、伺います。

香津町保育所の閉所ということで、根拠であるとか、経緯について、総括だったり、ただいまの菅原委員のお話でもありましたように説明がされました。

令和4年の本市の保育事業の方向性に沿って、公立私立の垣根を越えてということで保育事業が進んで、現在は、年度当初では、待機児童も解消され、病児病後児保育なども実現されてきた状況だと思います。

しかし、このような中で、一番大事になってくるのは、保育の質を担保していく行政の役割ということがあると思います。その点で何点かお伺いします。

保育所施設間の偏りが生じないように、保育の質を担保する仕組みは、どうなっているか、また、市の具体的な取組について、お伺いします。

○志子田委員長 当局。鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 質の担保ということで、施設間の偏りをなくすというご質疑を頂戴いたしました。

今回の香津町保育所の閉所というところに当たりまして、4つあった公立保育所が3つになるという形になります。保育士の質の担保ということで、今現在、国から、やはり公立保育所に求められている役割としては、質の高い保育というところ、私立園も含めた市内の保育施設の質を向上させるために、公立の保育所の役割というのが、大きくなっていると理解してございます。質の担保を確保すること、あとは障がい児保育ですとか、あとは病児病後児保育など、高度な技術を必要とされる保育について、公立保育所で担う役割と考えてございます。

以上です。

○志子田委員長 鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。

今、お話をされたように、保育士は、子供の発達に関わる専門性だけではなくて、子育て中の保護者に寄り添う、そういう役割、専門性が求められると思います。

それで、私立公立にかかわらず、底上げ、質の高いということは、お話をされたんですが、具体的に、研修であるとか、研修会であるとか、監査というものがあるんでしょうか。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 保育士の専門性についてのご質疑を頂戴いたしました。

研修につきましては、市内、公立だけに限らず、私立の保育園にもお声がけをさせていただきまして、保育士の全体研修ですとか、または、指導的な役割を果たす保育士の育成ということで市が主催いたしまして、キャリアアップ研修なども行ってございます。

以上です。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。

2つ目なんですが、東日本大震災では、香津町保育所は、高台にある保育所なので、被災保育所の受入れをした拠点の経験があります。そういうことで、これから災害時の避難であるとか、体制といいますか、避難支援は、どのようになっていくか、お尋ねします。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 災害時の避難支援というところについて、ご質疑を頂戴いたしました。

保育施設は、やはり小さいお子様を預かる施設ですので、避難訓練につきましては、毎月1回行っているという状況です。それぞれ土地の置かれている状況に応じまして、それぞれの施設で様々な、子供たちも含めた対応、職員のスキルアップの対応など、丁寧に行っているところです。

以上です。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。

職員の雇用の継続については、先ほどご指摘がありましたので、それは、割愛しまして、この間、保育所のことを調べる中で、香津町保育所は、ゼロ歳児保育を始めた、東北でも先駆けとなった保育所だと知りました。公立保育所が、保育環境整備を底上げしてきたということだと思います。

しかし、今、市の努力だけでは、施設運営は成り立たない状況が生じているわけです。背景には、国主導で保育制度を、市場原理の流れに変えてきたということもあります。職員確保が難しい、施設運営が難しいというのは、公立であれ、私立であれ、大変な状況になっているのではないかと思います。公立保育所が、また1つ減るとなると、家から近いとか、職場から近くで便利とか、そういう立地で選んだ方もいらっしゃると思いますが、生活リズムを変えなければならないとか、そういういった閉所で生じる部分もあるのではないかと思うところです。

以上です。

○志子田委員長 いいですか。（「はい」の声あり）ほかに。辻畠委員。

○辻畠委員 資料No.5の20ページ、こども誰でも通園制度について、伺います。

これまで説明がありました。来年になってから、まだ国からは、詳しいことが入ってこない

という中で、本当に担当課では、来ても4月からやるということ、本当に大変な状況だなとは思いますが、各いろんな公立にしても私立の保育園にしても指導に行ってとか、そういう中で、今のところでいいのですが、今のところ、来年この事業に手を挙げるかなということは、ちょっとつかんでいらっしゃいますか。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 市内の保育施設からは、何園か興味を持っていただけるというお話は、いただいております。

また、公立保育所でも事業者数に合わせまして、定員を考慮しまして運営を考えているところでございます。

以上です。

○志子田委員長 辻畠委員。

○辻畠委員 ありがとうございました。

では、次に、ここに利用料金300円とあります。これは、全国で統一されているものでしょうか。

それと、所得に応じた減免制度はあるか、教えてください。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 利用者負担の額でございます。こちら、1時間当たり300円と記載させていただいております。令和7年度からこの事業が始まっておりまして、令和8年度からの制度の概要については、まだ示されていない状態ですが、令和7年は、利用者負担300円を施設で自由に変更することができるということになっておりましたが、令和8年については、必ず300円なのか、施設で運用できるのかというのが、まだ示されていない状況になっております。

また、減免制度につきましても同様に、今から今後示されるということになっております。

以上です。

○志子田委員長 辻畠委員。

○辻畠委員 ありがとうございました。

それから、利用の際のやり方ですけれども、全国からどこの保育園でも利用できるということで、まず初めに、保護者が、インターネットから自治体に申請をして、認定をされれば保育施設の直接の契約となっています。なかなか子供さん1人を預かるには、本当に食べ物やアレ

ルギーとか、性格とか、本当に細かいことをきちんと聞いた上での保育が始まらなければいけないと思います。公的な責任が曖昧な、そういう保育園と親御さんとの契約となりますけれども、公的な責任が曖昧になることが、とても心配されます。各行政の関与とか、指導は、どうようになっているでしょうか、教えてください。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 指導についてのご質疑を頂戴いたしました。

利用者申請ですか、予約・通園についての手続というところになります。こちらについては、まだ実は、システムも市には示されてはいないんですけども、こども家庭庁のホームページで、どのような形で進みますよとイメージできるものが、示されてございます。その中で、アレルギーですか、あとは配慮すべき点ですか、そういったところがシステムの中で、それぞれの市ですか、保育施設で共有できるという形になってございますので、そのあたりは、明確化されたものが、それぞれの事業者間でやり取りできるという形になろうかと考えてございます。

以上です。

○志子田委員長 辻畠委員。

○辻畠委員 ありがとうございました。

それから、21ページの上の主な内容という表の中に、職員の基準について、支援従事者の半分以上を保育士とする、または、保育士以外の従事者は、研修を修了した者とありますが、子供たちの安全をどう担保するのか、どのように考えていらっしゃるか、教えてください。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 職員の基準についてのご質疑を頂戴いたしました。

基準につきましては、保育士を2分の1、それ以外の者を従事するということになってございますが、基本的には、塩竈市では、なるべく保育士をということでお願いしておりましたので、なるべくこの運用、最低基準を上回るような形で担保したいとは考えてございます。

以上です。

○志子田委員長 辻畠委員。

○辻畠委員 そうなると本当に安心だと思います。ただ、今の状況では、なかなか保育士になるよという方も難しいということも片方では聞いていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、現場から、実際に保育されている方からは、「通常の保育所の利用であっても、利用の開始後、1か月くらいの間だけがをしたりというトラブルがどうしても多いんです」ということでした。月に10時間という利用です。細切れという形なんですが、もし何かけがをしたとか、そういうトラブルが発生したときには、どのような対応になるか、教えてください。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 基本的には、施設で対応をお願いすることになると思うが、塩竈市民の保育の安全を守るために、市でもなるべく丁寧に対応していきたいと思います。

以上です。

○志子田委員長 辻畠委員。

○辻畠委員 では、どうぞよろしくお願ひいたします。

それから、もう一点、こども家庭庁から出されています手引の中には、医療的ケアを必要とする子供の受け入れについても記載されていますが、塩竈市としては、今のところ、そういうご要望がもしあった場合には、どのように対応されるのか、もし考えていらっしゃれば教えてください。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 こども誰でも通園制度についての医療的ケア児の取扱いということによろしかったでしょうか。

現在、医療的ケア児は、藤倉保育所で1名お預かりしてございます。やはり医療的ケア児の対応というのは、命を預かる大切な事業だと考えておりまして、こども誰でも通園制度が、来年度から始まったばかりですので、そちらについては、慎重に考えていきたいと思います。

以上です。

○志子田委員長 辻畠委員。

○辻畠委員 藤倉保育所でやられている。短時間の間ですが、本当に大変だと思います。まずは、安全、安心の担保、また、先ほどからも述べられていますが、保育の専門家がきちんと配置されることが、前提だと思います。事業者の認定に当たっても、保育の質が下がらないよう、引き続きしっかりと見ていきたいと思います。どうもありがとうございました。

○志子田委員長 いいですか。（「はい」の声あり）ほかにご発言ありませんか。鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 私からは、皆さん、3人ほどお聞きしたものですから、その中で、もうちょ

っとだけ聞きたいことを聞かせていただきます。

塩竈市の保育所条例の一部改正ということで、資料No.5の19ページです。議案第60号。

皆さん聞いているとおり、香津町保育所の件ですが、公立保育所は、4から3に減るということになります。本市としてと利用者としての2つの考え方をお聞きしたいんですが、これによって効率性、利便性、統廃合ということであると思いますし、利用者から見ても逆の弊害みたいなものという想定されるものを具体的に、分かる範囲で結構ですからお聞きします。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 本市としての保育所の廃止というところと、利用者からの弊害ということでおろしかったでしょうか。

まず、利用者の形なんですけれども、こちら、7月に、来年度もやはりお子さんの状況を鑑みてというところで、令和8年度、9年度、10年度のということで、大分お子さんが少なくなっていく中で、子供たちの保育環境を考慮してというところではあったんですが、令和8年度については、やはり減少というところが、少し大きな課題ではございました。そこについては、保護者の方と丁寧にお話をしながら、保護者の方にとっても子供たちにとっても最善な保育所を選ぶという形で、丁寧に対応させていただいたというところでございます。

また、本市にとってのメリットというところでございます。やはり香津町保育所は、大分老朽化が進んでおりまして、現在も水道の漏水ですとか、あとはエアコンが壊れたりとかというところが、今月に入っても度々起こってございます。そういうところの保育所の老朽化に対応するところ、あとは職員の効率化というところで、コンパクトな形で保育体制を考えるというところで、効率化が図られるというところが、メリットかと考えてございます。

以上です。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 分かりました。

総括的には、時代の流れにより、定員数のことも鑑みれば、そこに設備投資をするのか、違う方向に行くのかという大きな決断も当然あろうかと思いますので、大きな理由は、分かりました。

本市では、公立保育所は3つになる。私立保育所もあるということで、市民の利用者としては、本市では、どのようにこの公立と私立のよいところ、利便性の、そういうところの仕分というか、そういう説明というのは、やられているんでしょうか。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 市内の保育の体制についてでございます。

公立保育所、私立保育所。私立保育所につきましては、今年度1つこども園を開設いたしまして、昨年度も新しい保育園が、こども園が1つ、保育園が開設されたというところになってございます。

私立の枠が増えまして、公立は、コンパクトになっていくというところで、公立の職員につきましては、今度は市内全体の保育の質の底上げというところで、保育士の質を確保していくかなければならないと考えてございます。

また、高度な保育を担うというところ、低年児保育を担うというところが、公立保育所のこれから動きになってくるかと考えてございます。

以上です。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 分かりました。

公立の制度というか、利用してもらって頑張っていただきたいと思いますが、香津町保育所は、24名から18名になるということで、そこから10名がうみまち保育所にということなんですが、そもそもうみまち保育所の受け入れの準備の中で、キャパシティーも含めた、先生というか保育士も異動するとは聞きましたが、その辺の、本当に数か月の単位の中で、準備というか、段取りが可能なのか、その辺の内容をお願いしたいと思います。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 うみまち保育所の体制についてのご質疑をいただききました。

うみまち保育所については、来年度については、一時保育室を一旦休止させていただくという形で、1部屋分の面積は、確保しております。また、現在、うみまち保育所と香津町保育所で保育士同士の研修ですとか、あとは会議を持ちまして、丁寧に引継ぎができるような体制づくりを進めているというところです。

以上です。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございました。引き続き、レスポンスよくやるというしか言いようがないようですので、国の指示もございますので、いろいろ頑張っていただきたいと思います。

次に、もう一つだけお聞きしたいんですが、議案第62号「塩竈市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」、20ページになります。

皆さん、これもお聞きしまして、いろんな話も出たものですから、私としては、菅原委員が聞いた中の流れの中の一環で、インターネットで今どきのように申請をして、どのぐらい、もうすぐ申請がネット上でオーケーになるのかと、それがもうちょっとタイムロスがあつて数日間かかるのかとか、もしくは、利用認定証が届いて、それを面接とありますが、全国ということもあっていろんな利用の仕方があるんでしょうけれども、市内と考えた場合に、本人が子供と一緒に面接を、時間を連絡して会うんでしょうか。その辺、もうちょっと具体的に教えていただきたいんです。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 手続についてのご質疑をいただきました。

申請ですか、認定証につきましては、システム上で行いますが、やはりお子様をお預かりするということで、安全面の対応で、やはり面接というのを非常に重要視しておりますので、お子さんと保護者の方と一緒に面接をさせていただいて、丁寧にお子様の状況を確認をさせていただいた後に予約をいただくという形になっております。

以上です。

○志子田委員長 鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 本人、利用者が選んだ保育所に連絡を取って、時間を設定して、会ってそこで許可というか、そういうものをもらうのでいいんですね。そういう感じでよろしかったですか。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 予約については、インターネットで大丈夫なんですが、やはり面接というところについては、直接出向いて、お子さんの状況を確認して、お預かりできるかどうかを含めて、その面接の中でという形になります。

以上です。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 であれば、様々な条件が、子供さんにもあるでしょうから、その場で即回答じゃなくて、表現的には後日回答ということになるんですか。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 こちらにつきましては、大変申し訳ありません。システム上の運用についてもまだ今、国とやり取りしている状況ですので、細かいところについては、申し訳ございません。

以上です。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 後ほど、分かり次第教えてください。

私からは、以上でございますので、ありがとうございました。

○志子田委員長 ほかにご発言ございませんか。伊藤委員。

○伊藤委員 私から、議案第61号と議案第62号、この2つについて、お伺いしたいんですが、調べれば調べるほど、担当課は、大変だなと思っているんですけども、ただ、一つだけ、今まで調べてやっと分かったんだけれども、子ども・子育て支援法の第72条で、市町村等における合議制の機関が設定したよね。今、多分第3期のびのび塩竈っ子プラン、ここに定めてあるよね。利用定員の予測までしているんだよね。ということは、こういう条例を提案をするときに、背景として、せっかく市町村がここまで頑張ってやっていて、それを説明しておかないと、だって令和8年度に人数の見込みが11名、ゼロ歳だよ。確保の方策として12施設を確保していると、分からぬけれども。それからあと必要利用定員数は、1歳から2歳で、令和8年14、確保の方策が18、乖離が4ある。こういう現状、せっかくやってあるのだから。要は、子ども・子育て会議は、この合議制の機関になり得るわけでしょう。定員も、利用定員の数を定めていくわけだ。そういう背景から説明しないと、残念ながらこの条例だけ出てきて、上位法でつくらなければいけないからつくったんだという話だけなんだけれども、でも、ここにも、要は、市町村の役割が全部定まっているわけだ、施設役割とか。そういったことをどう、令和7年4月から施行した子育てプランと条例の、つながり、どう今までも押されてきたのか、そこをちゃんと説明したほうが、みんな、分かりいいんではないかと思います。その辺、ご説明いただけますか。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 令和7年の4月から施行されております第3期のびのび塩竈っ子プランの中で、ニーズ量の見込み、あとは確保の方策というところで示させていただいております。こちらにつきましては、国のお子さんの数を塩竈市における子供の数から割り返した数ということで、ゼロ歳児については、1日について、11名、1歳から2歳については、

令和8年度ですと1日14名ということで、ニーズ量の見込みを示させていただいております。それに基づきまして、塩竈市としては、確保の方策というところで、それを満たすような形で、ゼロ歳については12名、1歳から2歳については18名という形で確保方策を立てておりまして、それに向けて、現在、保育施設と、あとは公立の保育所とこの確保の方策を満たすような形で、なるべくそれに近づけられるように努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○志子田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 次の段階として、子ども・子育て支援法第42条の市町村によるあっせん及び要請ということが入っていますよね。これからやっていくんだよね。それをやることによって、要は、教育・保育給付認定保護者からの相談を受けて、適切にあっせんをしたり、やっていくんだよね。事業者に対し、学校教育養育給付認定子供制度として、適切な事業者に対して、それを受け入れてほしいという要請などをしていかなければいけないということが、法律に定まっているんだよね。その体制は、今、どうなっているんですか。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 現在の動きなんですけれども、こちらにつきましては、12月に国から、子ども・子育て支援制度に係る具体的な給付内容について、示される予定でございます。給付内容が示されると、保育施設でもこの事業が成り立つかどうかというところで検討いただけるという形になっておりますので、市では、各保育施設にお願いをしながら、事業を担っていただくというお願いをします。

また、公立の保育所で、それが十分ではない場合には、運営をさせていただきたいと考えてございます。

また、一時預かり事業についても同様に市内5施設で行っておりますので、あわせて、運用していただけるという体制が望ましいと考えておりますので、それぞれの事業について、子供たちが、よりよい体制が組めるように現在、考えているところです。

以上です。

○志子田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そうすると、今度給付額が示されるわけだよね。9月定例会で国民健康保険事業で話題になった子ども・子育て支援金が、1つの財源になって、どうも内訳を見ると、国が2分の1、県が4分の1なんだ。残り4分の1は、市町村、国が交付金を出すような書きぶりだけ

れども、その辺の財源的なものの内訳を教えてください。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 財源の内訳について、お答えをさせていただきます。

乳児等のための支援給付ということで、国が4分の3、県が8分の1、市が8分の1という
ことで示されております。

以上です。

○志子田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 それで、塩竈市の持ち出しというのは、具体的にあるんですか。それとも交付税算
入のとか何かの形で、結果的には最終的に国から入る制度になっているのか、その辺、教えて
ください。

○志子田委員長 鈴木保育課長。

○鈴木福祉子ども未来部保育課長 こちらについては、現在、示されているところでは、市で8
分の1という形になります。それ以上の情報については、現在のところ持ち合わせていないと
いうところです。

以上です。

○志子田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 せっかくこうやって市が、計画行政ですから計画をしっかりとつくって、前を見通し
て、担当課が頑張ってやっているわけだよね。そういうことを、やっぱりこういう新しい条
例の背景となっているものですから、しっかりと説明しながら、やっぱり私たちも答えが分から
ないんだということを示しながら、こういう条例の新たな制定の提案については、しっかりと説
明するような、やっぱりそれをしなかつたら、やっている担当者が、気の毒でしようがない。
だって条例、のびのび塩竈っ子プランをつくるのにどれぐらいの時間がかかりましたか。

○志子田委員長 長峯福祉子ども未来部長。

○長峯福祉子ども未来部長 のびのび塩竈っ子プランでございます。こちらもアンケート等も含
めて足かけ2年はかかるって策定をしています。

以上です。

○志子田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 それだけの時間と費用をかけてやっているわけですから、ぜひせっかくいいものを
つくっているんですから、僕も今回、このプランを見て、ここまで準備しているんだなという

のがよく分かったので、やっぱりそういったことをちゃんと教えていただけだと、私どもも議論を進めるのに進めやすいかなと思っています。ここから要望なんです。ちょっといろんな新しい制度ができて大変なところ申し訳ないんだけれども、こども誰でも通園制度と、それから施行されて1年たった、困難な問題を抱える女性支援法。今、この関係というのを、いろいろ調べているんだけれども、実はこの間、厚生労働省の社会援護局地域福祉課女性室とか、宮城県の担当者、それから各保健所の方々の勉強会にも参加させてもらったんだけれども、僕もこの支援法というのは、初めて分かったんだけれども、やっぱりこれは、こういうこども誰でも支援制度、それから今回、皆さんから頂いているこの利用案内、これを見ても要は、DVとか何か含めての、要は、こっちでもそういうことが言えるんだね、新しい制度の中で。そういう一つの窓口になったときに、やっぱり行政側としては、女性を支援するための、普遍的な支援的な連携というのが、必要になってくるんだと思いますけれども、そういったこともこれから念頭に置きながらやっていかないと、国が求めているわけだから。幾つかの法律に分けてね。だから、そのところをやっぱり役所も大変だけれども、横の連携。これは、多分今のは福祉子ども未来課、市民課も関わるよね、多分この困難な問題を抱える女性支援は、男女共同参画にも入ってくるよね。多分ね。ということで、部をまたいでやらなければいけないので、その辺の支援の在り方というのを、ぜひ市長を含めて副市長にもしっかりと対応していただけだと、今、塩竈市だと、たまたま1年前かな、不幸な子供の事件があって、支援サークルが、今、一生懸命やっているんだよね。それで、今、福祉でやっているけど本当は、男女共同参画にも関わってくる、横の連携が必要な話だったりするんだけれども、そういうことをしっかりと対応していただけるようにお願いをしたいんだけれども、いかがでしょうか。

○志子田委員長 長峯福祉子ども未来部長。

○長峯福祉子ども未来部長 こちらに關しましては、課をまたがる部をまたがる事案ということで、私からお話しさせていただければと思います。こちらの関係でございましたが、これは、困難な問題を抱える女性支援法、こちら、令和6年度に策定、成立がなされて、1年が経過しているというところでございます。内容に關しましては、今、伊藤委員からお話があったとおり、DVであったり、ストーカー行為、様々な問題を抱える女性に対する幅広い支援の在り方というところになるかと思います。今、保育事業に関して、今回、議案第61号、第62号と、こども誰でも通園制度がございましたが、こちらとの直接的な関連ということでは、当課としては考えていない状況です。といいますのも、保育にかける状況ではなくて、あくまでも一時預

かり、あるいは、保育所の通常の運用に関しましては、保育に欠ける子供をお預かりするもの。この今回のことでも誰でも通園制度に関しましては、そういった理由を問わずというところでご利用いただける制度ということで理解をしております。ただ、今、委員からご指摘があったとおり、かなり年々こういったDVの相談、あるいは、子供への虐待の話、こういったところに関しても年々増加している状況ではございますので、福祉の部門だけではなくて、部をまたがる問題として、丁寧に慎重に取り扱っていただければと考えているところでございます。

（「以上です」の声あり）

○志子田委員長 よろしいですか。ほかにご発言ございませんか。 （「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

○志子田委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。 （「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第60号について、採決いたします。

議案第60号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手多数であります。よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号、第62号、第64号及び第65号について、採決いたします。

議案第61号、第62号、第64号及び第65号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手全員であります。よって、議案第61号、第62号、第64号及び第65号は、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。

お疲れさまです。

午前11時19分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 志子田 吉晃